

仕様書

1 件 名 保育所昇降機保守点検業務

2 履行場所 保育所 3 か所（別表及び定期点検一覧のとおり）

3 業務内容（フルメンテナンス）

本業務に関しては、各昇降機の製造メーカー（各メーカー系列のメンテナンス事業者を含む。）へ再委託し、各メーカーの標準的なメンテナンス契約を適用する扱いを原則とする。

（１）定期点検

月 1 回技術員を派遣して、昇降機全般を点検し必要に応じ清掃、給油および調整を行ない、性能を最高に維持するため適切な処置を行うこと。

（２）点検整備

定期点検、細密調査の結果より、機器の性能維持に必要と判断した場合は、直ちに部品の取替えもしくは修理を行うこと。

- ア 塔内
- イ かご
- ウ かご室内
- エ 乗場
- オ ピット
- カ その他

（３）細密調査

必要に応じ監督技術者を派遣し機械装置の細部を調査し、予防保全的措置を取ること。

- ア 共通（制御器 他）
- イ かご室
- ウ かご上
- エ 乗場
- オ ピット

（４）地震時管制運転装置の点検整備

（５）火災時管制運転装置の点検整備

（６）オートアナウンス装置の点検整備

（７）停電時管制運転装置の点検整備

(8) 故障対策

不時の故障及び事故が生じた場合、速やかに技術員を派遣し適切な処置を行うこと。

(9) 機器及び台数

施設名称	機種（付加装置）	停止数	槽載荷重
住吉保育所	乗用ロープ式（車椅子兼）エレベーター PT11-C0-45-2ST 製造年 令和元年	2ヶ所	11人乗り 750 kg
本町保育所			
日吉保育所	乗用ロープ式（車椅子兼）エレベーター SP11-C0-45 製造年 令和7年	2ヶ所	11人乗り 750kg

本町保育所は、R 8 年 1 2 月に移転予定。

移転後の本町保育所における機器の詳細は、しゅん功図等により確認すること。

(10) 作業時間

作業は、主に平日及び土曜日の 9 時 30 分から 16 時までの間とし、保育所の運営上支障が生じる時間帯（昼食や午睡時間帯等）を除く。なお、具体的な日時は事前協議のうえ決定する。

4 定期検査及び報告

建築基準法第 1 2 条第 4 項の規定に基づき、定期検査を年 1 回実施し、報告すること。

別表

保 育 所 名	所 在 地	電 話 番 号
住 吉	住吉町 2 — 3 0 — 4 7	0 4 2 ・ 3 6 6 ・ 1 4 2 6
本 町	本町 3 ・ 1 9 ・ 3	0 4 2 ・ 3 6 6 ・ 6 8 8 6
日 吉	是政 1 ・ 1 0 ・ 1 4	0 4 2 ・ 3 6 3 — 9 5 1 0

本町保育所は、R 8 年 1 2 月に移転予定（上記は旧本町保育所の情報であり、新本町保育所についてはしゅん功図等により確認すること。）